



令和3年 第1回定例会：2月18日

彩北広域清掃組合議会会議録

彩北広域清掃組合議会

令和3年第1回彩北広域清掃組合議会定例会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員（10名）	3
○欠席議員（0名）	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開 会（午後 1時30分）	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
議会運営委員長報告	4
採決	5
○議案第1号の上程、提案説明	5
石井直彦 管理者	5
佐野雄一 事務局長	6
○上程議案の質疑～採決	7
○議案第2号及び議案第3号の一括上程、提案説明	8
石井直彦 管理者	8
佐野雄一 事務局長	9
○上程議案の質疑～採決	10
○議第1号の上程、提案説明	11
8番 高橋弘行 議員	11
○上程議案の質疑～採決	12
○議案第4号及び議案第5号の一括上程、提案説明	12
石井直彦 管理者	12
佐野雄一 事務局長	13

○上程議案の質疑～採決	17
○一般質問	18
5番 加藤英樹議員	18
答弁 佐野雄一 事務局長	19
再質問	20
再答弁	21
○特定事件の委員会付託	21
○閉会（午後 2時20分）	22
<hr/>	
○署名議員	23

彩広清告示第1号

令和3年第1回彩北広域清掃組合議会定例会を、2月18日小針クリーンセンター2階会議室に招集する。

令和3年2月8日

彩北広域清掃組合
管理者 石井直彦

令和3年第1回彩北広域清掃組合議会定例会会議録

○議事日程

令和3年2月18日（木） 午後1時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号 専決処分の承認を求めるについて（彩北広域清掃組合職員の給与に関する条例及び彩北広域清掃組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例）
- 第4 議案第2号 彩北広域清掃組合議会定例会条例の一部を改正する条例
議案第3号 彩北広域清掃組合特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議 第 1 号 彩北広域清掃組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第4号 令和2年度彩北広域清掃組合会計補正予算（第2回）
議案第5号 令和3年度彩北広域清掃組合会計予算
- 第7 一般質問

一 般 質 問 通 告 一 覧

順	質問者氏名	質問事項及び内容
1	加藤英樹 議員	1 小針クリーンセンターの焼却炉の現状について (1) 本組合で実施している組成調査の結果から、焼却炉に入っているごみの割合はどのようなになっているか (過去5年間の平均の組成調査によるごみの割合も) (2) 現在の焼却炉の状況はどのようなのか。 また、環境にやさしい素材でできたポリエチレン製のごみ袋を焼却できるのかについて

- 第8 特定事件の委員会付託

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 出席議員（10名）

1番	町田	光	議員	2番	小林	修	議員
3番	柴崎	登美夫	議員	4番	細谷	美恵子	議員
5番	加藤	英樹	議員	6番	坂本	晃	議員
7番	江川	直一	議員	8番	高橋	弘行	議員
9番	吉田	豊彦	議員	10番	田中	克美	議員

○ 欠席議員（0名）

○ 説明のため出席した者

石井	直彦	管理者
原口	和久	副管理者
小卷	健二	会計管理者
江森	裕一	参与
飯塚	孝夫	参与

○ 事務局職員出席者

事務局長	佐野	雄一
主幹	今井	剛史
書記	福田	延孝

午後 1時 30分 開会

○吉田豊彦議長 組合議会の定例会を開会させていただきます。

初めに、本日皆様には公私とも大変お忙しい中、本組合議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和3年第1回彩北広域清掃組合議会定例会を開会いたします。出席議員が10名で定足数に達しておりますから、議会は成立いたしております。

それでは、座らせていただいて、議事を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

△議事日程の報告

○吉田豊彦議長 これより以降の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりでございますので、ご了承願います。

△会議録署名議員の指名

○吉田豊彦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により議長において指名いたします。

5番 加藤英樹 議員

6番 坂本 晃 議員

以上2名の方にお願いたします。よろしくお願いたします。

△会期の決定

○吉田豊彦議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありましたので、その結果について報告を求めます。

———議会運営委員長 8番 高橋弘行議員。

[高橋弘行議会運営委員長 登壇]

○高橋弘行議会運営委員長 それでは、ご報告申し上げます。

当委員会は、去る2月12日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期及び

日程について協議をいたしました結果、会期を本日1日とし、議事日程はお手元に配付いたしましたとおりでございます。

令和3年第1回彩北広域清掃組合議会定例会について、以上のとおり決定させていただきましたので、議員の皆様には円滑なる効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げます。委員長報告とさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

○吉田豊彦議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

本定例会に、地方自治法第121条の規定により、説明のため管理者その他関係職員の出席を求めました。

次に、管理者から提出されました議案につきましては、お手元に配付してあります印刷文書によりご了承願います。

△議案第1号の上程、提案説明

○吉田豊彦議長 次に、日程第3、議案第1号を議題といたします。

朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。———管理者。

〔石井直彦管理者 登壇〕

○石井直彦管理者 皆さん、こんにちは。本日ここに、令和3年第1回彩北広域清掃組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中ご参集を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

本定例会においてご審議いただく案件は、専決処分の報告、条例の一部改正と補正予算及び新年度予算になっております。何とぞ慎重にご審議を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年より新型コロナウイルスの感染拡大が収まらない状況の中、ごみの排出状況も変化しております。本組合といたしましても、市民生活に直結する社

会インフラである現焼却施設の安定的な稼働に引き続き全力で取り組んでまいります。今後とも議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました議案についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

議案第1号、専決処分の承認を求めるについてでございます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたものでありますが、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、その承認を求めるものであります。

彩北広域清掃組合職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったもので、内容といたしましては、このたびの人事院勧告に基づき、国や県、構成市の状況を踏まえ、組合職員及び会計年度任用職員の期末手当の支給割合を引き下げたものであります。

以上で、議案第1号についての提案説明を終わらせていただきます。

なお、細部につきましては、事務局から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○吉田豊彦議長 次に、細部説明を求めます。———事務局長。

[佐野雄一事務局長 登壇]

○佐野雄一事務局長 それでは、議案第1号、専決処分の承認を求めるについて細部説明を申し上げます。

お手元に配付してございます議案書の1ページをお願いいたします。

本案は、彩北広域清掃組合職員の給与に関する条例及び彩北広域清掃組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことから、同条第3項の規定により組合議会にご報告し、その承認を求めるものでございます。

議案書の2ページ、3ページをお願いいたします。

このたびの改正は、人事院勧告及び埼玉県人事委員会からの勧告を受け、構成市と同様に組合職員及び会計年度任用職員の期末手当の支給割合を引き下げたものでございます。令和2年12月分の期末手当から適用するため、昨年11月27日に専決処分を行い、同日付で公布しております。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、参考資料として配付して
ございます条例等新旧対照表の1ページをお願いいたします。第1条の規定によ
る改正は、組合職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、令和2年1
2月期の期末手当の支給割合を改めるため、第16条の2第2項及び第3項の条
文中、100分の130を100分の125に改めるものでございます。

新旧対照表の2ページをお願いいたします。第2条の規定による改正は、第1
条で改正した期末手当につきまして、年間の合計支給率を変えずに、令和3年4
月以降に支給する期末手当の6月期と12月期の支給割合を平準化するため、条
文中100分の125を100分の127.5に改めるものでございます。

3ページをお願いいたします。第3条の規定による改正は、会計年度任用職員
の報酬等に関する条例の一部改正でございまして、令和2年12月期の期末手当
の支給割合を改めるため、第2条第10項の条文中100分の130を100分
の125に改めるものでございます。

4ページをお願いいたします。第4条の規定による改正は、第3条で改正した
会計年度任用職員に係る期末手当につきまして、年間の合計支給率を変えずに、
令和3年4月以降に支給する期末手当の6月期と12月期の支給割合を平準化す
るため、条文中100分の125を100分の127.5に改めるものでござい
ます。

議案書に戻りまして、3ページをお願いいたします。附則でございしますが、こ
の条例の施行日は、公布の日から施行するものとし、第2条及び第4条の期末手
当の平準化の改正は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第1号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いい
たします。

○吉田豊彦議長 以上をもって説明は終わりました。

△上程議案の質疑～採決

○吉田豊彦議長 次に、質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。よ
ろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 改めて質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。次に、採決いたします。

議案第1号、専決処分の承認を求めるについて、原案のとおり承認するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

△議案第2号及び議案第3号の一括上程、提案説明

○吉田豊彦議長 次に、日程第4、議案第2号及び議案第3号を一括議題といたします。

朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。———管理者。

[石井直彦管理者 登壇]

○石井直彦管理者 それでは、議案第2号、彩北広域清掃組合議会定例会条例の一部を改正する条例について、及び議案第3号、彩北広域清掃組合特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

議案書の4ページないし7ページをお願いいたします。

改正の趣旨といたしましては、本組合の事務事業が現有施設の運営、維持管理のみとなったことから、現在と同様の組織体制であった平成25年度当時の内容に改正するものでございます。議案第2号は、組合議会定例会の回数について、議案第3号は、組合特別職職員の報酬についての一部改正になっております。

以上で、議案第2号及び議案第3号の説明を終わらせていただきます。

なお、細部につきましては、事務局から説明いたしますので、よろしく願います。

○吉田豊彦議長 次に、細部説明を求めます。———事務局長。

[佐野雄一事務局長 登壇]

○佐野雄一事務局長 それでは、議案第2号及び議案第3号について、順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第2号、彩北広域清掃組合議会定例会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の4ページをお願いいたします。

本条例は、平成26年度から鴻巣市、行田市、北本市の3市を構成市とする組織体制となり、共同処理する事務に新たに新施設建設に関する事務が追加されたため、組合議会定例会の回数を2回から3回に改正した経緯がございます。新施設建設事業が白紙解消となり、本組合同規約第3条で規定する共同処理する事務から新施設建設に関する事務がなくなったため、定例会の回数を平成25年度と同様に、年2回に改めるものでございます。

お手元に参考資料として配付してございます条例等新旧対照表の5ページをお願いいたします。本則中、3回を2回に改めるものでございます。なお、改正後の定例会の開催月につきましては、予算の審議をいただく2月と決算認定をいただく11月とし、議員改選等の際は臨時会での対応とさせていただきたいと存じます。

議案書に戻りまして、5ページをお願いいたします。附則でございますが、この条例の施行日を令和3年4月1日からと定めるものでございます。

次に、議案第3号、彩北広域清掃組合特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の6ページをお願いいたします。

本案は、議案第2号と同様に、本組合同規約第3条で規定する共同処理する事務から新施設建設に関する事務がなくなったため、特別職職員の報酬を行田市、鴻巣市の構成2市であった平成25年当時の額に改正するものでございます。

それでは、条例等新旧対照表の6ページをお願いいたします。別表第1中、管理者報酬額は年額9万9,000円から年額6万6,000円に、副管理者報酬額は年額8万2,500円から年額5万5,000円に、行政不服審査会会長の

報酬額は月額1万9,300円から月額1万8,700円に、同じく委員報酬額は月額1万7,500円から月額1万7,000円にそれぞれ改めるものでございます。行政不服審査会の委員報酬につきましては、平成28年2月に鴻巣市、行田市、北本市の構成3市の平均額として改正したものでございますので、このたびの改正では行田市、鴻巣市の構成2市の平均額としております。なお、監査委員並びにその他の非常勤特別職の報酬額及び別表第2で定める費用弁償等につきましては、平成25年当時の金額となっているため、改正は行わないものでございます。

議案書に戻りまして、7ページをお願いいたします。附則でございますが、この条例の施行日を令和3年4月1日からと定めるものでございます。

以上で、議案第2号及び議案第3号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○吉田豊彦議長 以上をもって説明は終わりました。

△上程議案の質疑～採決

○吉田豊彦議長 次に、質疑に入ります。質疑のある方はご通告願います。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。次に、順次採決いたします。

初めに、議案第2号、彩北広域清掃組合議会定例会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第3号、彩北広域清掃組合特別職職員の報酬及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決しました。

△議第1号の上程、提案説明

○吉田豊彦議長 次に、日程第5、議第1号を議題といたします。

朗読を省略して、提出者代表に提案理由の説明を求めます。

—————8番 高橋弘行議員。

[8番 高橋弘行議員 登壇]

○8番 高橋弘行議員 それでは、議第1号について、提出者を代表いたしまして、彩北広域清掃組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、会議規則第13条の規定に基づき、私のほか2名の議員によりまして提案したものであります。議会前の議会運営委員会等において、内容につきまして協議をいたしまして、本案のとおりまとめさせていただきました。

新旧対照表をご覧くださいと思います。本組合の事業が現有施設の運営、維持管理のみとなったことに伴い、組合議員の報酬を、現在同様の構成2市であった平成25年度当時へ戻す改正を行うものでございます。第2条中、議長報酬額を年額5万5,000円に、副議長報酬額を年額4万6,000円に、議員報酬額を年額3万8,000円に改めるものでございます。

議案書2ページに戻っていただきまして、本改正条例の附則でございますが、施行日を令和3年4月1日からとしております。

以上、改正内容の説明とさせていただきますが、議員各位におかれましては、本案にご賛同いただきますようお願い申しまして、議第1号の提案説明を終わらせていただきます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

○吉田豊彦議長 以上をもって説明は終わりました。

△上程議案の質疑～採決

○吉田豊彦議長 次に、質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 改めて質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。次に、採決いたします。

議第1号、彩北広域清掃組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議第1号は、原案のとおり可決することに決しました。

△議案第4号及び議案第5号の一括上程、提案説明

○吉田豊彦議長 次に、日程第6、議案第4号及び議案第5号を一括議題といたします。

朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。———管理者。

[石井直彦管理者 登壇]

○石井直彦管理者 それでは、議案第4号及び議案第5号について、順次ご説明申し上げます。

議案書の8ページをお開きください。

初めに、議案第4号、令和2年度彩北広域清掃組合会計補正予算（第2回）についてご説明申し上げます。

このたびの補正額は、歳入歳出とも1,386万9,000円の増額でございます。歳出といたしましては、事業費となっております。その財源といたしまし

ては、繰越金を充当いたします。

次に、議案第5号、令和3年度彩北広域清掃組合会計予算についてご説明を申し上げます。

別冊の令和3年度彩北広域清掃組合会計予算の1ページをお開き願います。

歳入歳出の総額は、それぞれ5億3,971万7,000円であります。歳出の主なものは、人件費等の総務費や、現施設の維持管理業務等の事業費など、所要経費について計上したものであります。また、これらの事業を実施するための歳入ですが、構成市からの負担金、処理手数料、繰入金及び繰越金等を計上しております。

以上で、議案第4号及び議案第5号の説明を終わらせていただきます。

なお、細部につきましては、事務局から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○吉田豊彦議長 次に、細部説明を求めます。———事務局長。

[佐野雄一事務局長 登壇]

○佐野雄一事務局長 それでは、議案第4号及び議案第5号について順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第4号、令和2年度彩北広域清掃組合会計補正予算（第2回）についてご説明申し上げます。

議案書の8ページをお願いします。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,386万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億6,810万7,000円とするものでございます。このたびの補正は、主に、3款事業費3目塵芥処理費の委託料に予算不足が見込まれるため前年度繰越金を充当し、増額補正を行うものでございます。

歳入予算からご説明申し上げますので、16ページ、17ページをお願いいたします。

3款財産収入1項1目利子及び配当金は1万2,000円の追加で、財政調整基金の預金利子が当初の見込みを上回ったことによるものでございます。

次の5款繰越金1項1目繰越金は1,385万7,000円の追加で、令和元

年度からの繰越金について、本年度第1回補正後の残額1,385万7,000円を計上するものでございます。

次に、歳出予算についてご説明申し上げますので、18ページ、19ページをお願いいたします。

3款事業費1項3目塵芥処理費12節委託料は825万円の追加で、右側備考欄の塵芥処理費の焼却灰等運搬業務委託料5万円及び焼却灰等処分業務委託料820万円をそれぞれ追加計上するものでございます。この2件の業務委託につきましては、焼却灰の排出量が当初の見込みを上回ったため、不足分を計上したものでございます。当初予算では、主灰を3,400トン、飛灰を500トン見込んでおりましたが、コロナウイルス感染症拡大などの影響から主灰は約3,600トン、年間で200トンの増、飛灰は約550トン、年間で50トン増を見込んでおります。

次の5目基金費につきましては、歳入予算でご説明申し上げました財政調整基金の預金利子1万2,000円と、前年度繰越金の一部560万7,000円の合計額561万9,000円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

以上が議案第4号の説明となります。

続きまして、議案第5号、令和3年度彩北広域清掃組合会計予算についてご説明申し上げます。別冊の令和3年度彩北広域清掃組合会計予算の1ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億3,971万7,000円と定めるものでございます。対前年度比159万5,000円の増額となっております。

第2条では、一時借入金の借入最高額を500万円と定めるものでございます。

それでは、歳入予算からご説明申し上げますので、7ページ、8ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金1項1目組合負担金は4億2,424万5,000円で、対前年度比1,157万6,000円の増額となっております。

次の2款使用料及び手数料1項1目処理手数料は9,540万円で、令和2年度まで滞納繰越分として計上していた処理手数料につきまして、今年度において

不納欠損処理を行ったことから、対前年度比1,000円の減額となっております。

次の3款財産収入1項1目利子及び配当金は7万円で、財政調整基金の預金利子を見込んだものでございます。

次の4款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は1,500万円で、基金の取崩しを予定しております。

次の5款繰越金1項1目繰越金は500万円で、対前年度比500万円の減額となっております。

9ページ、10ページをお願いいたします。6款諸収入1項1目預金利子及び次の2項1目雑入は、ともに1,000円の計上で、前年度と同額でございます。

次に、歳出予算についてご説明いたしますので、11ページ、12ページをお願いいたします。

1款議会費1項1目議会費は163万1,000円で、対前年度比70万5,000円の減額となっております。主な要因は、報酬額の改正及び議会会議録作成委託料の減によるものでございます。

次の2款総務費1項1目一般管理費は5,063万6,000円で、対前年度比996万2,000円の減額となっております。主な要因は、再任用短時間勤務職員1名の減に伴う人件費及び組合の名称変更に伴う例規集作成費用の皆減でございます。

一般管理費の新規事業といたしましては、育休代替職員として会計年度任用職員1名増、財務会計人事給与システム及び公会計システムの構築に係る貸借期間満了に伴う更新費用などがございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。左側13ページの中ほど、2項1目監査委員費は5万7,000円で、前年度と同額となります。

次の3款1項事業費は4億8,634万3,000円で、対前年度比1,226万2,000円の増額となっております。

1目事業総務費は2,671万2,000円で、対前年度比434万6,000円の増額でございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。事業総務費の新規事業といたし

ましては、右側 16 ページ、事業総務費の備考欄 12 節の一番下、精密機能検査業務委託料で 438 万 9,000 円を計上しております。こちらは施設の機能を維持するため、施設の現状や運転管理実績、設備装置等の状況を調査するもので、おおむね 3 年に 1 度行う検査でございます。なお、このたびの検査結果につきましては、今後の修繕計画に役立ててまいります。

左側 15 ページの 2 目維持管理費は 9,683 万 9,000 円で、対前年度比 173 万 8,000 円の増額となっております。

右側 16 ページの備考欄、維持管理費の 10 節、1 行目の消耗品費 2,368 万 6,000 円は、対前年度比 880 万 9,000 円の増額でございます。同じく 10 節の 3 行目、修繕料 6,200 万円は、対前年度比 800 万円の減額となっております。これは、来年度において 2 号炉乾燥段の火格子の修繕を予定しており、特注品である火格子の手配に発注から半年以上はかかるため、部品の発注と修繕工事を切り離し、火格子購入費用 800 万円を修繕料から消耗品費に組み替えることで火格子の確保を優先したものでございます。また、修繕料 6,200 万円の主な内容といたしましては、2 号炉乾燥段の火格子の修繕のほか、灰出しコンベアの修繕や電気配線等の修繕を予定しております。

17 ページ、18 ページをお願いいたします。維持管理費の新規事業といたしましては、右側 18 ページの備考欄、一番上の 13 節重機借上料で 134 万 6,000 円を計上しております。これは、平成 8 年に購入したブルドーザー 1 台とパワーショベル 1 台の合わせて 2 台を廃車し、新規にパワーショベル 1 台を 5 年リースで借り上げるものでございます。重機は、主に砂利の敷設などの場内整備に使用するほか、現在搬入の多い剪定枝を、施設の補修時に一時的に場内に仮置きする際、使用するものでございます。

左側 17 ページの 3 目塵芥処理費は 3 億 6,247 万 9,000 円で、対前年度比 615 万 8,000 円の増額となっております。

主な要因は、右側 18 ページの備考欄、塵芥処理費の 12 節焼却施設運転保守管理業務委託料 1 億 5,191 万円は、3 年間の委託期間が今年度をもちまして満了となることから、組合の積算額を計上したものでございます。また、次の焼却灰等運転業務委託料及び焼却灰等処分業務委託料につきましては、今年度の焼

却灰の排出見込量を考慮し、増額計上したものでございます。

左側17ページの4目地元対策費は24万3,000円で、前年度と同額の計上でございます。

次の5目基金費は7万円で、財政調整基金の預金利子を積み立てるものでございます。

次の4款公債費1項公債費は5万円で、一時借入金の利子を見込んだものでございます。

次の5款予備費は100万円の計上で、前年度と同額でございます。

少し飛びまして、21ページ、22ページをお願いいたします。21ページから32ページにつきましては、職員の給与費明細書でございます。

最後の方へ飛びまして、33ページをお願いいたします。組合負担金調書でございますが、組合規約に基づく負担金の計算書となっております。

以上で、議案第4号及び議案第5号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○吉田豊彦議長 以上をもって説明は終わりました。

△上程議案の質疑～採決

○吉田豊彦議長 次に、質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 改めて討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。

次に、順次採決いたします。

初めに、議案第4号、令和2年度彩北広域清掃組合会計補正予算（第2回）について、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第5号、令和3年度彩北広域清掃組合会計予算について、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決することに決しました。

△一般質問

○吉田豊彦議長 次に、日程第7、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

—————5番 加藤英樹議員。

[5番 加藤英樹議員 登壇]

○5番 加藤英樹議員 議席番号5番、加藤英樹でございます。議長よりただいま発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

大きな1、小針クリーンセンターの焼却炉の現状について、(1)本組合で実施している組成調査の結果から、焼却炉に入っているごみの割合はどのようになっているか。(2)現在の焼却炉の状況はどうか。また、環境に優しい素材でできたポリエチレン製のごみ袋を焼却できるのかについてでございます。

令和2年第3回組合議会で、たしか高橋議員が組成調査についての質問をされておりますが、この調査は燃やせるごみの中にどのようなものが入っているかを調査するものであると認識しております。本組合では、以前から燃やせるごみの中のビニール類の占める割合が比較的高くなっていると伺っており、誤って出されたものが焼却炉の中に入ってしまったことが推測されます。

さて、本組合では燃やせるごみの回収に紙袋を使用しております。埼玉県内の状況を見ますと、燃やせるごみの回収に紙袋を使用している自治体は、行田市と鴻巣市吹上地域ぐらいでございまして、ほとんどの自治体で環境に優しく二酸化炭素の排出量が少ない素材を使用した透明または半透明の袋が導入されております。こうした中、令和2年12月14日に開催されました令和2年12月鴻巣市

議会定例会の全員協議会におきまして、鴻巣市執行部から吹上地域の燃やせるごみの回収袋に環境に優しいポリエチレン製の素材の袋を追加し、紙袋と併用で令和3年4月以降の試験的導入にて行田市及び本組合と調整を実施していきたいという報告がございました。

ポリエチレン製の袋につきましては、市販されている紙袋と比較しまして、約半分の金額であると伺っております。環境に優しいポリエチレン製の袋が試験的に導入された場合、袋を購入されている皆様の費用負担の軽減が図れること。それに加えて、中身が見えることでビニール類等が適切に分別され、異物混入することも少なくなり、燃やせるごみの減量や二酸化炭素の排出量の削減、焼却炉への負担軽減にもつながると考えます。

そこで、質問といたしますが、まず（１）として、本組合で実施している直近の組成調査の結果から、焼却炉に入っているごみの割合はどのようになっているのか。過去5年間の平均の組成調査によるごみの割合がどうなっているかについて伺います。

そして、（２）の部分でございますが、こうした状況を踏まえまして、現在の焼却炉の状況はどうか。環境に優しい素材でできたポリエチレン製のごみ袋を焼却できるのかについてお伺いします。

以上、1回目の質問となります。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

[佐野雄一事務局長 登壇]

○佐野雄一事務局長 それでは、ご質問にお答え申し上げます。

まず初めに、小針クリーンセンターの焼却炉の現状についての1点目、本組合で実施している組成調査の結果から、焼却炉に入っているごみの割合はどのようになっているのかについてでございますが、本組合では現在、国の通達に基づく分析方法により、年6回ごみの組成分析を行っております。直近の令和元年度におけるごみ質分析結果では、水分を飛ばした乾燥重量割合で、紙、布類が48.3%、プラスチック、ビニール類が26.9%、厨芥類が4.6%、木、竹、わら類が11.6%、5ミリ以下の分析不能なものが7.2%、不燃物類が1.4%となっております。

また、過去5年の平均では、紙、布類が46.8%、プラスチック、ビニール類が26.9%、厨芥類が6.7%、木、竹、わら類が10.3%、5ミリ以下の分析不能なものが7.0%、不燃物類が2.2%でございます。

次に、2点目の現在の焼却炉の状況及び環境に優しい素材でできたポリエチレン製のごみ袋を焼却できるかについてでございますが、本組合の焼却施設は稼働後36年が経過しており、経年劣化に加え、近年の生活様式の変化や容器包装の多様化などによるごみ質の高カロリー化に伴い、その処理能力が約60%程度に落ち込んでいる状況でございます。こうした状況を踏まえ、本組合では焼却不適物の混入割合の削減と焼却効率の向上を目的として、本年10月から紙袋と併用で、透明または半透明のポリエチレン製ごみ袋での受入れを試験的に実施するため、本年1月に構成市と協議を行ったところでございます。ついては、地元自治会で組織する公害監視委員会にその旨をご報告し、10月1日からの実施に向けて調整してまいりたいと存じます。

なお、ポリエチレン製のごみ袋を焼却できるのかにつきましては、混入割合の削減効果によるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉田豊彦議長 再質問はありますか。———5番 加藤英樹議員。

○5番 加藤英樹議員 再質問です。

1点目なのですけれども、現状について答弁をいただきまして、それで組成のところで行田市及び鴻巣市の吹上地域で、この組成についての違いがあるのか。そういった把握ができていのかどうかということもありますけれども、またこの分別に対しての組合の考え方をお聞きしたいと思います。これが(1)の部分です。

次に、(2)の部分です。私の方では、ビニール系のごみが処理できないという認識がございました。例えば設計上のところで、そういうような形ではないのかなと思っているのですけれども、これはいつから処理できるようになったのか、あるいはもともとできるようなものだったのか。そこを確認したいと思っております。

以上、再質問となります。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

○佐野雄一事務局長 それでは、再質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の行田市と鴻巣市吹上地域のごみの組成についてをそれぞれ示せるのかについてでございますが、持ち込まれたごみにつきましては、ごみピットへ搬入され、ごみクレーンで攪拌し、均一化したものを組成分析しているため、地域ごとにお示しすることは困難な状況でございます。

次に、ごみの分別に対する組合の考え方についてでございますが、ごみの分別は構成市が地域の実情に合わせて行うものと考えております。現在の可燃ごみの分別につきましては、現施設の建設時に改めて設定された区分ではなくて、これまでの燃やせるごみの状況を勘案し、現施設の処理能力設計がなされたものと理解しております。

次に、ビニール、プラスチック類はいつ頃から処理できるようになったのか、あるいは最初から処理できた状態だったのかについてでございますが、現施設は焼却処理するごみの発熱量を600キロカロリーから1,800キロカロリーで設計されております。1,800キロカロリーのごみと申し上げますと、ごみの組成分析からビニール、プラスチック類の混入率は20%程度ということございまして、当時のごみ質に照らし、設計当初よりある程度の混入は見込んだものとなっている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉田豊彦議長 ありがとうございます。

他に改めて質問の通告はございませんので、以上で組合に対する一般質問を終結いたします。

△特定事件の委員会付託

○吉田豊彦議長 次に、日程第8、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長　ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として、議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもちまして、令和3年第1回彩北広域清掃組合議会定例会を閉会いたします。ご協力、誠にありがとうございました。

午後　2時　20分　閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年 月 日

彩北広域清掃組合議会議長

吉 田 豊 彦

彩北広域清掃組合議会議員

加 藤 英 樹

同

坂 本 晃